



福岡医発第 484 号 (地)
令和 2 年 5 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について
(令和 2 年 3 月 6 日付事務連絡)」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止の
ための留意点について (その 2) (令和 2 年 4 月 7 日付事務連絡)」に
関する Q & A (その 2) について

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための留意点の
Q & A につきましては、本年 4 月 23 日付 (福岡医発第 266 号 (地)) 文書においてご連絡
申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、Q & A (その 2) が発出された
旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

今般の Q & A においては、『令和 2 年 4 月 7 日事務連絡「社会福祉施設等における感
染拡大防止のための留意点について (その 2)」の別紙「社会福祉施設等 (入所施設・
居住系サービス) における感染防止に向けた対応について」において、面会の取り扱
いは、「感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き制限すること」と
あるが、訪問での診療は面会に該当するのか。』について、『訪問診療は利用者と保険
医療機関で計画的な医学的管理の下で医療を提供するものであり、面会に該当しない。
医療従事者は感染予防策を実施しているので、利用者から訪問診療の希望を受けた場合
は、施設は適切に受け入れをお願いしたい。』という旨が記されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴
会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

○ 令和 2 年 4 月 24 日 介護保険最新情報 vol. 822

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ86)(介33)
令和2年5月1日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付事務連絡）」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付事務連絡）」に関するQ & A（その2）について

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための留意点のQ & Aにつきましては、本年4月10日付(健Ⅱ27)(介18)文書にてご連絡させていただいておりますが、今般、厚生労働省より、Q & A（その2）が発出されましたのでご連絡申し上げます。

今般のQ & Aにおいては、『令和2年4月7日事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」の別紙「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について」において、面会の取り扱いは、「感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き制限すること」とあるが、訪問での診療は面会に該当するのか。』について、『訪問診療は利用者と保険医療機関で計画的な医学的管理の下で医療を提供するものであり、面会に該当しない。医療従事者は感染予防策を実施しているので、利用者から訪問診療の希望を受けた場合は、施設は適切に受け入れをお願いしたい。』という旨が記されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○令和2年4月24日 介護保険最新情報 vol.822

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

←厚生労働省 認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について
（令和2年3月6日付事務連絡）」及び「社会福祉施設等における
感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月
7日付事務連絡）」に関するQ&A（その2）について

計2枚（本紙を除く）

Vol.822

令和2年4月24日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3975、3971、3979、3948)
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 4 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 3 月 6 日付事務連絡）」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（令和 2 年 4 月 7 日付事務連絡）」に関する Q & A（その 2）について

社会福祉施設等において感染が疑われる者が発生した場合における留意事項について、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 3 月 6 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）（以下「3 月 6 日事務連絡」という。）及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）（以下「4 月 7 日事務連絡」という。）でお示ししているところですが、特にご質問の多い事項について 別紙のとおり Q & A としてとりまとめました。なお当該 Q & A は「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（「令和 2 年 2 月 24 日付事務連絡）」についても同様の取り扱いである。

管下の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

問1 令和2年4月7日事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」の別紙「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について」において、面会の取り扱いは、「感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き制限すること」とあるが、訪問での診療は面会に該当するのか。

（答）

訪問診療は利用者と保険医療機関で計画的な医学的管理の下で医療を提供するものであり、面会に該当しない。医療従事者は感染予防策を実施しているので、利用者から訪問診療の希望を受けた場合は、施設は適切に受け入れをお願いしたい。